

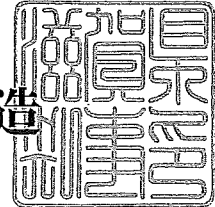


滋監第 454 号
令和 3年 5月13日

(有) エイム

桂田 剛 様

滋賀県知事 三日月 大 造



一般 建設業の許可について (通知)

令和 3年 4月 16日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可しました
ので、通知します。

記

許 可 番 号	滋 賀 県 知 事	許 可 (般 一 3) 第 80653 号
許 可 の 有 効 期 間	令 和 3 年 5 月 31 日 から 令 和 8 年 5 月 30 日 ま で	
建 設 業 の 種 類		

土木工事業
左官工事業
石工事業
鋼構造物工事業
しゅんせつ工事業
水道施設工事業

建築工事業
とび・土工工事業
管工事業
舗装工事業
造園工事業
解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 8 年 4 月 30 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)